

免許外教科担任制度の在り方に関する
調査研究協力者会議
報告書

平成 30 年 9 月 18 日

免許外教科担任制度の在り方に関する
調査研究協力者会議

一. はじめに

「教育は人なり」と言われるように、教師の資質能力が子供たちへの教育の成否を左右する。特に、学校教育においては、教育基本法に定めるように、教育を受ける者の心身の発達の程度に応じて、体系的かつ組織的な教育を提供することが必要であり、このような教育の提供を教師の資質能力の面から制度的に担保しているのが教育職員免許制度である。

すなわち、我が国の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における教育職員については、教育職員免許法（以下「免許法」という。）に基づいて授与される免許状を保有しなければならない、この免許状は、教育職員として勤務する学校種及び担任する教科に相当するものでなければならない（相当免許主義）。また、免許状の取得には大学等における所定の科目の履修が必要であり、これを通じて教師として勤務するために必要な最低限度の知識・技能を学んだ者が学校教育の担い手となる。

しかしながら、とりうる手段を尽くしてもある教科の免許状を保有する中学校、高等学校等¹の教員が採用できない場合の例外として、1年以内の期間を限り、都道府県教育委員会の許可により、当該教科の免許状を有しない教員が当該教科の教授を担当する、いわゆる免許外教科担任制度が定められている。

このように、免許外教科担任の許可は、相当免許主義の例外であり、教育基本法に定める学校教育の実現を保障するためには、そもそも抑制的に用いられるべきものである。これに加えて、今般の学習指導要領の改訂により、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の重要性が示される中、各教科等の学習の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、社会の様々な場面で活用できる知識・技能を児童生徒に身に付けさせなければならない。これからの教師にはより一層、各教科等の特質に応じた授業改善が求められており、こうした要請に十分に応えるためにも、免許外教科担任は、さらなる縮小を図るべきである。また、免許外の教科の指導には自ら専門とする教科の指導以上に一般的に授業準備等に時間を要するところであり、教師の長時間勤務の是正の観点からも、免許外教科の担任を許可する場合は、当該教師への支援の充実が欠かせない。

他方で、教員の配置数が少ない小規模校では、全教科の免許状を保有する教員を配置することが容易ではなく、今後18歳以下の人口が一層

¹ 以下、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含み、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

減少していく中で、仮に小規模校が増えた場合には、各教科の免許状を保有する教員の確保は、より大きな課題となってくることが予想される。また、生産年齢人口が減少に転じるという、戦後の我が国では経験のない雇用環境の中で、教員の質と量の確保の課題が指摘されるようになってきている。

このような事情を鑑みれば、昭和28年の免許法改正によって創設された免許外教科担任制度の今後の在り方について、改めて検討を行う時期にあると考えられる。また、規制改革実施計画（平成29年6月29日閣議決定）においても、「免許外教科担任制度について、学期中の急な欠員のために許可するような場合等に限られるよう、各都道府県教育委員会に指導する等によって段階的に縮小すべく、免許外教科担任の許可について実態を調査し、これを踏まえて許可を行う場合の考え方や留意事項等について検討し、整理する等制度の在り方の見直しについて検討する。」とされている。

以上のような事情を背景に、免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議では、本年1月以降、6回にわたって会議を開催してきた。本報告は、会議における検討の結果として、免許外教科担任制度の現状、今後の方向性及び教員の養成、採用、配置、研修等を通じた対応についてとりまとめたものである。

二．現状

1．免許制度の概要

免許法に定める免許状は、①普通免許状、②臨時免許状、③特別免許状の3つに分類される。このうち、普通免許状の取得には、学士等の学位の基礎資格に加えて、免許法及び免許法施行規則によって学校種、教科ごとに定められた科目を大学等において履修することが必要である。すなわち、原則として免許状の取得には大学等における学修によって、教職として必要な知識・技能や教科に関する専門的内容を学んでいることが必要である。

この他、普通免許状を有する者を採用できない場合に、都道府県教育委員会が行う教育職員検定により授与する助教諭の免許状として、臨時免許状が存在する。また、特別免許状は、普通免許状を有しないが優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるためのものであり、担当教科に関する専門的な知識経験や技能及び社会的信望や教師の職務を行うのに必要な熱意と識見を有する者に対して、都道府県教育委員会が行う教育職員検定によって授与される。

これらの3つの種類の免許状は、学校種ごとに授与され、また、中学校及び高等学校の教員（特別免許状は小学校の教員も含む）については教科ごとに授与される。相当免許主義の下においては、このように勤務する学校種及び担任する教科についての免許状の授与を受けた者だけが、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において教育職員となることができる。

この例外となっているのが免許外教科担任制度である。この制度は、昭和28年の免許法改正によって創設された。当時は終戦直後の時期で普通免許状を保有し教員として勤務できる者が不足していたことに加え、新しい学制の実施に伴い教員の需要が急激に増大したことなどを背景に、教員の需給に著しい不均衡が生じていた。この状況に対応するため、特定の教科の免許状を有する教員がいない場合には、他の教科の免許状を保有する教員が臨時免許状の授与を受けて複数の教科を担当していたが、臨時免許状の授与を受けるには手続や手数料の負担が必要となる。この負担を軽減するため、都道府県教育委員会の許可によって、保有している免許状とは異なる教科の指導を認められるようにしたものである。

2. 免許外教科担任制度の運用の状況

(1) 許可の運用

免許外教科担任の許可に当たっては、免許法施行規則附則第18項に基づき、許可を受けようとする学校の学校長及び免許外教科を担当しようとする教員の連署をもって、都道府県教育委員会に対し、申請書を提出する。申請書には、担任しようとする教科の名称及び期間、担任しようとする事由、当該教員の履歴及び保有する免許状の種類、当該学校の学級編制及び免許教科別の教員数等を記載することとなっている。

都道府県教育委員会においては、上記のような個々の事情を勘案して、相当免許主義の例外として認めるに足る必要性や適切性に関し個別に判断が行われる。多くの都道府県教育委員会では、免許外教科担任の許可を行うための条件を定めており、例えば、次のような許可条件を付している例が見られる。

- 一人の教員が多数の異なる教科を担当することによる授業準備の負担等を考慮し、一人の教員が担任する教科数に上限を設けること
- 初任者研修の対象者が研修に集中できるようにすることや、経験年数の浅い者が所有免許状教科の指導力向上に専念できるようにするなどの観点から、一定以上の経験年数を求めること
- 当該教科の免許状を保有する教員が担任できるにもかかわらず、授

業の持ち時間数や校務分掌の負担を教員間で調整するため（いわゆる勤務負担の平準化）に他教科の免許状を保有する教員が担任することは、相当免許状主義の趣旨に照らして正当化できないことから、勤務負担の平準化を理由とする許可は認めないこと

- 許可の必要性が認められない場合の目安として、一つの教科を多数の教員に細分化した場合や、免許外教科を担当する時間が1、2時間程度の場合等には許可を認めないこと
- 中学校及び高等学校の教員は本来的には免許教科を担当することを前提に当該学校に配置されていることに鑑み、当該教員が担当する授業時間数に占める免許外教科の割合等に一定の制限を設けること

都道府県教育委員会における審査が、相当免許状主義の例外としての歯止めになるよう、個々の案件の必要性、適切性について十分に吟味することが期待される。また、設置者及び学校においても、できる限り免許外教科担任を生じさせないような教員の構成や校務分掌等に配慮することが期待される。

（２）許可を受けて免許外教科を担当している者の状況

許可を受けて免許外教科を担当する者は、同じ学校種の免許状を有する者であることから、発達段階に対応した生徒の理解や当該学校段階の学習指導要領総則の理解など、当該学校段階の生徒を指導するために共通的に必要な部分の理解を有するが、教科の専門性については修得していない。このため、許可を行うにあたっては専門性に関する部分への配慮が必要である。

この点、例えば、高等学校では、商業、数学、理科の免許状を保有する教員が情報を担任する場合や、地理歴史又は公民のいずれか一方の免許状を保有する教員が他方の教科を担当する場合のように、免許外教科に比較的関連性が見られる教科の免許状を有する教員が担任している例が多く見られる。また、農業、工業、商業、水産などの職業に関する教科については、幅広い分野の科目で構成されており、それぞれの分野の専門性を有した他の教科の教員が、免許外教科担任の許可を受け指導に当たっている場合がある。例えば、工業で開設されるデザインの科目においては工芸の免許状を有する教員が指導に当たるなど、他の教科の教員の専門性を活用した免許外教科担任の許可も行われている。

ただし、必ずしもこのように専門性の近い教科の教員に対してのみ許可が行われているわけではないため、免許外教科を担当する者への研修

や、当該教科の免許状を有する教員による支援を行うことなどによって、教科指導の質をできるだけ確保していくことが期待される。

（３）経年の変化

免許外教科担任制度は、当分の間やむを得ない場合に限って講じられた措置であり、国においても、免許外教科担任の解消に向けた取組が行われてきた。まず、普通免許状を保有する教員の需要を満たせるよう、養成の制度及び体制の充実が図られてきた。現在は、採用数を大きく上回る数の普通免許状が授与されており、国全体で見れば、教員の需要を満たすだけの供給量が確保されている状況にある。また、今日に至るまで、免許外教科担任の安易な許可が行われないう、文部科学省から各教育委員会に対して継続的に要請が行われてきた。

多くの教育委員会においても、免許状を有する者をできる限り配置するための人事における配慮、免許外教科担任を安易に出さないための各学校に対する指導、ある学校で免許状を有する教員が足りない場合に免許状を有する他校の教員に兼務させるなど、様々な取組が行われてきた。

こうした国の施策や各教育委員会の努力によって、免許外教科担任の許可件数は大きく減少しており、昭和40年度には中学校と高等学校を合わせて全国で約7万5千件の許可が行われていたが、平成28年度には10,950件となっている²。

3. 免許外教科担任制度の利用の状況

各都道府県教育委員会の回答によると、免許外教科担任の許可の理由のうち中学校で最も多いのは、各学校に配当された教員数の中で当該教科の免許状を持った者を配置できないためであり、教員の配当数が少ない5学級以下の小規模校³ではこの理由が全体の9割を占めている。この

² なお、都道府県別に見ると、最も件数の多い北海道では1,283件、最小の埼玉県では4件となっている。全体として、小規模校や離島・へき地の学校が多い都道府県で多くなる傾向にはあるが、臨時免許状など関連する制度の運用状況が都道府県によって異なることもあり、一概に免許外教科担任の許可件数だけで都道府県間の比較をするのは困難であることに留意が必要である。

³ 学習指導要領に定める各教科は9教科であり、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）を踏まえた教職員配置の標準では、3～5学級の中学校では9人の教員が配置可能な仕組みとなっているが、実際には加配等を考慮しても全教科の免許状を保有する教員の配置が難しい場合（「技術・家庭」で

理由で許可されている教科の中では、美術、技術、家庭といった教科が多くを占めている。これらの教科の多くは他の教科に比して学校教育法施行規則で定められている標準授業時数が少なく⁴、ある程度の規模の学校でなければ教員一人の担当授業時間数としては過少になるため、限られた定数を有効活用しようとする、教科ごとに一人の教員を配置しにくい事情があると考えられる。

配置の他に比較的多く回答されている許可の理由には、「特別支援学級の生徒への指導のため」がある。これは、特別支援学級が設置され、ある教科の免許状を保有する教員がその学級担任を受け持つ場合、特別支援学級での指導と通常学級での当該教科の授業が必要になり、時間的な制約から通常学級での当該教科の授業を他の教員が担任せざるを得ない状況が生じることがあるためと考えられる。特に近年は特別支援学級数が毎年度増加しており、特別支援学級を担任するための教員の需要の増加が配置にも影響していると考えられる。

この他にも、産前・産後休暇、育児休暇、病気休業の代替のように、急な需要があることが免許外教科担任の理由として一定数存在している。

各学校に配置された教員数の中で以上のような需要を満たすことが困難な場合や教員の需要が急に増加したような場合には、非常勤講師や退職者等の採用によって授業の担任を確保することも一般的に行われている。しかしながら、非常勤講師等の採用の必要が生じた時に、必要な免許状を保有する者が常に確保できるわけではない。特に中学校の美術、技術、家庭や高等学校の職業に関する教科は、免許状の授与件数も他の教科に比して少ないことから、非常勤講師等によっても免許状を保有する者を確保することは容易ではない。また、人口規模の小さい地域や、地域外からの通勤が困難な離島・へき地等では、さらに確保は容易ではないと考えられる。

このような要因が影響した結果として、学級規模別に見ると、小規模校に許可件数が多くなっている。教科別に見ると、許可件数は、中学校では美術、技術、家庭に集中しており全体の許可件数の約7割を占めている。高等学校では、情報だけで全体の3分の1を占めており、農業、工業、商業、水産、福祉のような職業に関する教科でも多数の許可が出

は「技術」と「家庭」それぞれの免許状を有する教員が必要。)があると考えられる。

⁴ 例えば、中学校第三学年の理科は140時間、美術は35時間とされており、これを週当たりに換算すると理科は週4コマ、美術は1コマとなる。

されている。

三．今後の免許外教科担任制度の在り方

1．対応の方向性

免許外教科担任制度が導入された昭和28年ごろには、全国的に教員の需給が非常にひっ迫した状況にあったのに対し、現在は、国全体としては、毎年度の採用試験を通じた採用者数を上回る数の免許状の授与件数がある。しかしながら、必要な時、必要な地域において、必要な教科の免許状を保有する者が、教員として勤務できる状態に常にあるわけではなく、そのような現場でやむを得ず生ずる個別のニーズを適時に調整するための制度として、免許外教科担任が必要とされていると考えられる。

これに加えて近年は、大量の教員が定年により退職していることに伴い大量の教員を新規に採用する必要が生じていること、特別支援学級の増加や産休・育休取得者の増加により教員の需要が増えていること、生産年齢人口の減少や戦後2番目の長さになったとされる景気回復を背景に民間企業等の採用が活発になっていることなど、複合的な要因によって教員の需給がひっ迫している状況にある。また、今後の人口の減少により小さなコミュニティが点在するような状況になった地域では、小規模校が増えるとともに、非常勤講師等の確保も困難になってくることが予想される。これまでは国の施策及び各教育委員会の努力により、免許外教科担任の許可件数の縮小は、着実に達成されてきたものの、今後はより厳しい状況になる可能性がある。

免許法においては、免許外教科担任制度は「当分の間」の措置として位置付けられているが、このような現代的な事情の下での必要性を鑑みれば、都道府県教育委員会が個々の許可の必要性について十分に吟味するとともに、教科の専門性を補完するための支援策ができる限り講じられることを前提に、相当免許主義の限定的な例外として同制度は今後も存続させるべきである。

もとより、相当免許主義は学校教育の目的を達成するための最低限の指導体制を保障するものであり、我が国の学校教育制度の根幹をなす原則の一つとして、その例外は可能な限り縮小していかなければならない。文部科学省、教育委員会、教員養成を行う大学は、それぞれの役割に照らして、相当免許状を保有する者が配置されるよう、取組を行うことが必要である。

まず、文部科学省においては、各学校種、各教科の免許状を保有する

教員を各学校において確保できるよう、養成、採用、配置、研修を通じた具体的な対応が進むよう取り組むことが求められる。また、教師として働くことを希望する者が確保されるよう働き方改革などを通じて教職をより魅力あるものにしていくとともに、必要な資質能力を備えた十分な数の教員が養成されるよう制度を整備することが必要である。このように、必要な教員を各学校に配置できるように環境整備を行うことは、国の責務として引き続き取り組んでいかなければならない。

次に、個々の教員を具体的に各学校に配置するのは教育委員会の役割であり、教育委員会においては、各学校種、各教科に必要な教員を計画的に採用し、適正に配置していくことが求められる。

さらに、教員養成を行う大学、特に各地域の教員を計画的に養成し、教員養成の中心的な役割を果たすことが求められる国立教員養成大学・学部においては、教師への志望が高い学生あるいは教師となることが期待される多様な経験や高い能力を持つ学生を受け入れ、教員養成学部設置の趣旨を踏まえて質の高い教師として輩出することにより、確実にその使命を達成するべきである。

昭和28年に免許外教科担任制度が導入されて以来、長期間にわたる関係各機関の努力によって許可件数は大きく縮小してきた。また、許可を受けて免許外教科の指導を行うことが必要になる場合にも、自らの学校の生徒たちに対して学びの機会を確保しなければならないという、管理職や担当する教師の熱意と使命感に支えられて授業が行われてきた。今後のさらなる改善のためには、文部科学省、教育委員会、大学が養成、採用、配置、研修にわたるそれぞれの取組を継続的に行うことが必要である。当面の対応としては、具体的には、次に示すような取組を行うことが考えられる。

2. 養成、採用、配置、研修等を通じた具体的な対応

(1) 免許制度による対応

上述のように、標準授業時数の少ない教科のみでは、ある程度の規模の学校でなければ、教員一人の授業の持ち時間数は少なくなるため、限られた定数を有効活用しようとする、一人の教員を配置しにくい事情がある。これに対し、教育委員会の中には、候補者が複数の免許状を有することをもって選考の際の加点や特別選考を実施するなど、複数の免許状の取得を促進している例がある。複数の免許状の取得は、単に一人の教員で複数の学校種や教科を指導できるため配置がしやすくなるということにとどまらない。学校段階間の接続を見通して指導する力や教科

横断的な視点で学習内容等を組み立てていく力など複数の学校種・教科等にもわたる幅広い理解に基づいた、教師としての総合的な指導力の向上にもつながると考えられる。特に、新しい学習指導要領においては、児童生徒がこれからの社会において求められる資質能力を育成する観点から、各教科等を学ぶ意義と教科等横断的な視点、学校段階間の連携・接続の視点を踏まえて教育課程を編成することが求められており、このような幅広い指導力は、重要性を増していくと考えられる。また、幅広い指導力を有する教師の存在は、教師間の学び合いにも資することから、校内研修の充実にもつながることが期待される。

教師は養成段階から始まり、教職生涯を通じて学び続けることが求められる。その場合の方向性として専修免許状の取得などにより専門性を高めていく方向性もあれば、隣接校種や他教科の免許状の取得を通じて幅広い指導力を身に付けていく方向性もある。高い専門性を有する教師と幅広い指導力を有する教師が組み合わせられることで、学校現場の様々な課題に対応できる多様性を持った組織が構成されることが期待される。

これまで教師の専門性を高める方向性については、教職大学院の整備などを通じて環境整備が進められてきた。また、隣接学校種の免許状を取得することに関しては、近年においても平成27年12月の中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」を受けて、他校種免許状の併有を促進するための制度改正が行われている⁵。これに対し、同じ学校種の他教科免許状の取得促進については、近年は特段の検討が行われていない。

免許法において、中学校又は高等学校の一つの教科の免許状を保有する者が同じ学校種の別の教科の免許状を取得しようとする場合には、同法別表第4に規定する要件を満たす必要がある。例えば、中学校の一種免許状を持つ者が他教科の一種免許状を取得する場合には28単位、二種免許状を取得する場合には13単位の修得が、高等学校の一種免許状を持つ者が他教科の一種免許状を取得する場合には、24単位の修得が必要となる。これらの単位の修得は、教職課程の認定を受けた大学の課程での学修のほか、文部科学大臣の認定を受けて教育委員会等が開設する講習（以下「免許法認定講習」という。）の受講等により行われる。

文部科学省においては、現職教員及び教職課程や教職大学院に在籍する学生が他教科免許状を取得することを促進するため、教師として必要

⁵ 平成28年文部科学省令第20号による、免許法別表第8の授与要件に関する改正。

な資質能力の育成を確保しつつ、弾力的な取り扱いが可能になるよう検討すべきである。例えば、免許状取得の最低修得単位数に関し、免許法の中には、別表第3や第8のように、教員として良好な成績で勤務した経験年数等を単位数に換算する場合がある。別表第4で規定するのは、現に保有する免許状の教科とは別の教科の免許状の取得要件であるため、別表第3や第8と同列に勤務経験等を考慮することには必ずしもなじまない。ただし、免許外教科担任の許可や臨時免許状の授与を受けた場合には、現に保有する免許状の教科とは別の教科を指導する場合もあるため、このような場合の勤務経験を考慮することも考えられる⁶。

(2) 養成・採用・研修等の対応

複数教科の免許状の取得には時間的・経済的な負担も生じることから、これを促進していくには、養成・採用・研修等の様々な取組を行っていくことが必要である。

教育委員会においては、教職課程に在籍する学生が複数教科の免許状を取得することを促進するよう、採用選考等において配慮することが考えられる。また、現職の教員に対しては、免許状を保有する教員が少ない教科について計画的に免許法認定講習を開講するとともに、現職の教員が講習を受講しやすい環境を整えることが期待される。さらに、複数教科の指導を行うことを人事上の配置や処遇において考慮するような取り扱いについても検討することも考えられる。

大学においては、複数の免許状を保有している候補者を求める教育委員会の要望を踏まえ、カリキュラムや時間割を調整して、学生が複数教科の免許状を取得しやすくしている例がある。また、免許外教科担任の許可件数の多い教科の免許状について、現職の教員が免許状の取得をできるように、教育委員会と連携して免許法認定講習を開設している大学もある。教員を養成する大学、特に各地域の教員の養成・研修に中心的な

⁶ 「Society 5.0 に向けた人材育成 ～社会が変わる、学びが変わる～」(平成30年6月5日 Society5.0 に向けた人材育成に係る大臣懇談会 新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォース)においても、「中学校・高等学校教員採用試験に比べ小学校教員採用試験の倍率が低迷していることや、中学校・高等学校でも技術科、情報科のような特定教科の免許状を保有する教員が少ないことを踏まえ、指導體制の質・量両面にわたる充実・強化を図る観点から、免許制度の在り方を見直す。(例：複数の校種、教科の免許状取得を弾力化すること、経験年数や専門分野などに応じ特定教科の免許状を弾力的に取得できるようにすること。)」が提言されている。

役割を果たすことが求められる国立教員養成大学・学部においては、各地域の教育委員会のニーズを踏まえつつ、養成段階での複数の免許状の取得をしやすいようにすることや免許法認定講習の開設に積極的に協力することが期待される。さらに、教職大学院の学修においても、複数の校種又は教科にわたる幅広い指導力を育成する方向性も考えられる。例えば、学部から教職大学院に進学する学生については、学部と教職大学院の学修の中で複数の免許状を計画的に取得するようなプログラムを実施することも期待される。

現職の教員の受講については、免許法認定講習と免許状更新講習や教育委員会が実施する研修とを兼ねるなどの工夫を行うことによって受講を促進するとともに、受講の負担を過度に増やすことがないようにすることが適当である。文部科学省においては、大学や教育委員会に対し、これらの講習・研修を兼ねることが可能なことを周知するとともに、これらを兼ねた講習・研修の開設方法などについて助言を行うべきである。また、文部科学省では「現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業」で免許法認定講習の開設に必要な費用を補助している。大学や教育委員会においては、こうした事業も活用して現職の教師の受講の費用面での負担を軽減することで、受講を促進すべきである。さらに、大学においては、教育委員会と連携して研修や免許状更新講習を教職大学院等の単位として認定し、学びを蓄積していくことで免許状の取得につながられるようにすることも考えられる。

なお、免許外教科担任の許可件数の多い教科の免許状についても、毎年度の免許状の取得者数自体は採用者数を大きく上回っているため、養成数が不足しているとは直ちに言えないものの、他の教科と比べれば少ない傾向にある。教科によっては、当該教科の教職課程の認定を受けた大学が存在しなくなっている県もあり、このような場合には、現職の教員の研修にも影響することが懸念される。特に国立教員養成大学・学部については、「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて」（平成29年8月29日国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書）を踏まえ、近隣の大学との連携・協力などにより採用数の少ない教科についても養成・研修機能の強化、効率化を進めることが求められる。こうした取組を促すため、文部科学省においては、教職課程の設置に関し大学間の連携・協力を促進する仕組みを検討すべきである。

（3）教員の配置等による対応

① 現職の教員以外の多様な人材の活用

定年退職後の元教師や、免許状を保有しているが現職の教師としては勤務していない者を再任用や非常勤講師として任用するには、免許状の更新を行っていることが必要である。また、免許状を保有しないが高い専門性と多様な経験を有する社会人など、教師として働く意欲と能力を持つ者に対して免許状を授与し、非常勤講師等で活用していくことも考えられる。

このような現職の教員以外の多様な人材が、適時・適切に教壇に立てるように、免許状更新講習の受講の弾力化や特別免許状・臨時免許状の積極的な活用の方法について文部科学省において検討すべきである。

例えば、旧免許状所持者で免許状がいわゆる休眠状態にある者や、保有する新免許状の有効期限を経過した者が、教師として復帰するには、免許状更新講習を受講し、修了確認を受けるために一定の時間を要する。このような者を非常勤講師等として採用しようとする場合、他に有効な普通免許状を有する者を採用することが真にできないと認められるときには、一定期間内に免許状更新講習の修了確認を受けること等を教育職員検定においてしっかりと確認することを前提に、当該者が有する普通免許状と同じ学校種・教科の臨時免許状を授与することも考えられるとの意見があった。また、65歳で免許状更新講習の修了確認期限を迎える者が、引き続き再任用で勤務することができるように、弾力的な取扱いを可能にすべきであるとの意見もあった。

② 複数校の兼務

ある教科の授業の持ち時間数が少ない場合には、一人の教員を一つの学校にのみ配置するのではなく、複数の学校に兼務させる例がある。例えば、近隣に位置するA中学校とB中学校において、A中学校には美術の免許状を持つ教員を配置し、B中学校には音楽の免許状を持つ教員を配置し、当該教科の教員はA中学校、B中学校の両校の授業を担当する、といったように、限られた教員定数の中で戦略的な人事配置を行っている教育委員会が見られる。

また、教育委員会によっては、小学校と中学校、高等学校と中学校といった学校種を超えた兼務や、設置者を異にする学校間の兼務を行っている場合もある。

このように、一人の教員が複数校を兼務することで、免許状を持った者が授業を担当することができ、免許外教科担任の解消に資するとともに、より専門性の高い授業を児童生徒に提供することが可能となる。

一方、複数校を兼務する教員に対しては、本務校と兼務校を移動するのみならず、兼務校との打合せや授業準備などにより本人の負担が過重なものとならないよう、持ち時間数や校務分掌等の分担について配慮が求められる。また、学校や地域によって異なる校内規則や文化、慣習等に対応する必要がある、他の教師や生徒とのコミュニケーション、本人の所属感など、心理的な面での負担にも配慮が求められる。

そのため、兼務する教員の本務校と兼務校の間においては、当該教員の勤務日及び勤務時間、指導学年や指導内容等について十分に検討し、当該教員の負担が過重なものとならないよう配慮するとともに、当該教員及び関係者に兼務の趣旨や職務内容をあらかじめ説明し、校内及び相互の連携・協力体制を整える必要がある。また、他の教師、事務職員、部活動指導員なども含めた学校全体で兼務者を支援することも必要である。都道府県教育委員会においては、兼務を行うに当たっての兼務発令等の手続について明確化し、管轄の教育委員会が計画的・効果的な教員の配置を行えるよう支援を行うことが期待される。また、複数校を兼務する教員は、学級担任等の重要な校務分掌を担当させにくいといった課題もあるため、複数校の兼務が特定の教員に偏らないよう、一人一人の教師のキャリアパスを考慮して配置を工夫することも必要である。

文部科学省においては、教育委員会が複数校兼務による免許外教科担任の解消に取り組むに当たり、適切な体制整備が行われるよう、必要な助言を行うべきである。

(4) 免許外教科を担当する者への研修、支援による対応

免許外教科を担当する者は、同じ学校種の免許状を保有しているため、学校段階に共通の知識・技能は身に付けているものの、その教科の専門的な内容や指導法については修得していない。このため、免許外教科担任の許可をせざるを得ない場合においては、各教科指導に必要な専門性をできるだけ補えるような支援策を講ずることで、授業の質を高めていくことが求められる。免許外教科を担当する個々の教師の熱意と使命感に頼るだけでなく、「チーム学校」として、あるいは教育委員会等も含めて、当該教師を支えていくべきである。

①研修その他の支援

いくつかの教育委員会は、免許外教科を担当する者に年度当初の研修等を実施し、当該教科を指導するための知識・技能をできる限り身に付けさせるよう取り組んでいる。教育委員会においては、こうした研修の機会を充実させることが求められる。また、校内や近隣の学校で当該教

科の免許状を保有する教師による支援や指導主事による指導など、年度を通じた継続的な支援体制を確保することが期待される。

さらに、保有する免許状の教科とは別の教科を指導する場合には、専門としない教科の授業準備や教材研究を行わなければならないため、通常よりも負担が大きくなる。各学校においては、免許外教科を担当する教師が授業準備や教材研究のための時間を確保できるよう、校務分掌などにおいて配慮することが求められる。

都道府県教育委員会においては、こうした研修の機会や学校による支援体制などを免許外教科担任の許可の際に確認することにより、取組を促していくことが考えられる。

また、文部科学省においては、特に免許外教科担任の許可件数が多い教科について、担当教師の資質能力の向上に資するような、全国で使える講習を開発し、放送・通信・インターネットを活用して提供できるよう支援することが考えられる。こうした講習は、免許法認定講習を兼ねることで免許状の取得につなげられるようにすることが適当である。また、免許状更新講習とも兼ねることで、教師の受講の負担を過度に増やさないように配慮すべきである。

なお、複数教科の免許状を保有するものの、しばらくその教科を担当していない教師についても、当該教科の指導力を維持し、また最新の知識・技能を身に付けるため、リカレント教育的な講習を受講することは有益である。上述の教育委員会が行う免許外教科担任向けの研修や国の支援により提供される講習は、このような観点からも活用されるべきである。

②当該教科の免許状を保有する者による遠隔教育を活用した支援

従来から、中学校及び高等学校等においては、当該教科の免許状を保有する教員（免許外教科担任の許可を受けた教員を含む。）が生徒のいる教室で担任として指導をしている場合には、遠隔地からICT等を活用し、授業に参画する者の免許状の有無にかかわらず、授業を行うことが可能である⁷。

⁷ これに加えて、高等学校段階では、通信制課程においてメディアを利用した授業が認められていること等を踏まえ、平成27年4月より、高等学校の当該教科の免許状を保有する教員が配信側で授業を行う場合には、受信側にいる教員が当該教科の免許状を保有する者でなくても、遠隔授業（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第88条の3に規定する授業）を行うことが可能となっている（この場合には、何

免許外教科担任の許可を受けた教師が対面で指導をしている場合でも、当該教科の免許状を保有し、優れた指導力を有する他校の教師が遠隔地より参画することは、授業の質を高める上で有益と考えられる。例えば、当該教科の免許状を保有する教師が指導をする教室とテレビ会議システム等を活用して、免許外教科担任が指導をする小規模な学校の教室を接続し、対話的な授業を充実させたり、実技指導をするに当たって、当該教科の免許状を保有する他校の教師が遠隔地より指導のポイントを説明したり、模範となる実技を示したりするなどにより、より専門性を重視した指導に取り組むことができる。また、こうした専門性の高い教師とともに授業を行うことにより、免許外教科担任の資質能力の向上も期待される。

各教育委員会においては、遠隔システムを利用する環境が整備された学校において、これを活用した免許外教科担任への支援策を促していくことや、免許外教科担任が恒常的に生じている学校には優先して遠隔システムを利用する環境整備をしていくなど、積極的な活用が期待される。

また、文部科学省においては、「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」を設置し、これまで実施してきた遠隔教育に関する実証研究等の成果や課題も踏まえ、学校における遠隔システムを活用した教育の推進に向けた具体的方策について検討を行い、「遠隔教育の推進に向けた施策方針」をとりまとめたところである⁸。同方針に示されているように、遠隔システムを活用する際の課題及び留意点等を踏まえつつ、遠隔システムを活用することが効果的な学習場面や目的・活動例等を示し、普及・啓発など教育関係者の理解を深めていくことが必要である。これらを通じ、遠隔教育の推進のための取組をさらに進めるべきである。

(5) 免許外教科担任制度の運用の改善

文部科学省は、以上の点を踏まえ、免許外教科担任を許可する場合の留意点や求められる支援策等について整理した運用の指針を示すべきである。

また、都道府県教育委員会が許可の判断を行う際には、免許外教科を担当する教師に対してどのような支援策を講ずるのが適切に考慮されるべきであり、このような観点から、教育職員免許法施行規則附則第1

らかの教科の高等学校教諭の免許状を保有する者が立ち会うこと等の一定の条件を満たす必要がある)。

⁸ 「遠隔教育の推進に向けた施策方針」(平成30年9月14日 遠隔教育の推進に向けたタスクフォース)

8項に規定する免許外教科担任の許可の申請書の記載事項を見直すべきである。

各都道府県教育委員会においては、文部科学省が示した運用の指針や他の都道府県の例も参考に、必要に応じ許可の基準等を見直していくとともに、その運用を徹底することが求められる。

文部科学省は、免許外教科担任の許可の状況を把握し、縮小に効果のあった取組を周知するなど、継続的にフォローアップを行っていくべきである。

(6) 養成・採用・研修に関する教育委員会と大学との連携

免許外教科担任の縮小に向けた取組や免許外で指導を行う者への支援を行うには、教育委員会と大学とが双方の事情とニーズを踏まえて養成、採用、研修等について協力しつつ対応することが必要である。この点、平成28年11月の教育公務員特例法等の一部を改正する法律により、教育委員会と大学等で構成する協議会が設けられており、こうした場も活用して、教育委員会と大学との間で緊密な連携・協力を行うことが求められる。

参考資料

1. 会議設置紙、メンバー表	1
2. 規制改革閣議決定	3
3. 免許法の参照条文	4

基礎データ集

4. 免許制度の概要・教員免許状の授与要件（改正前）	5
5. 教員免許状の授与件数（中・高教科別）	9
6. 免許外教科担任に対する文部科学省のこれまでの対応	10
7. 免許外教科担任の実態（各教育委員会への聞き取り結果）	11
8. 免許外教科担任の許可件数の推移	12
9. 都道府県別の許可件数	13
10. 免許外教科担任許可件数・へき地指定校数・5学級以下の学校数（公立中学校）	14
11. 教科別の許可件数	15
12. 保有免許状と免許外教科担任の担当教科表	16
13. 免許外教科担任の許可理由別割合	18
14. 教員の採用状況（中・高教科別の志願者数、受験者数、採用者数）	19
15. 中学校の標準授業時数	20
16. 高校の標準単位数	21
17. 複数免許所持者に対する採用試験における取扱い状況	25
18. 遠隔授業について	26
19. 遠隔授業の例（熊本県高森町）	28

免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議について

平成29年12月18日

初等中等教育局長決定

1. 趣旨

「規制改革実施計画」（平成29年6月29日閣議決定）において、免許外教科担任の縮小に向けた方策として、

- ①免許外教科担任が授業を行う際の教育の質の向上や教員の負担軽減を図ること
 - ②免許外教科担任制度の許可の実態を調査し、許可を行う場合の考え方や留意事項等について検討・整理し、制度の在り方の見直しについて検討すること
- とされたことを踏まえ、有識者会議を設置し専門的な知見からの検討を行う。

2. 検討事項

- (1) 免許外教科担任制度の在り方について
- (2) その他

3. 構成員

- (1) 別紙の委員により検討を行う。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者から意見等を聴くことができるものとする。

4. 検討期間

検討の実施期間は、平成30年1月15日から平成31年3月31日までとする。

5. その他

本会議に関する庶務は、初等中等教育局教職員課で行う。

(別紙)

免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議 名簿

太田 修司	静岡県教育委員会静西教育事務所所長
岡本 裕之	東京都立日本橋高等学校校長 全国高等学校長協会管理運営研究委員会委員長
加治佐哲也	独立行政法人国立高等専門学校機構監事
川上 泰彦	兵庫教育大学准教授
木村 国広	長崎県教育庁義務教育課長
寺園 伸二	鹿児島市立伊敷中学校校長
富所 浩介	読売新聞東京本社編集局教育部次長
本岡 愛実	宮城教育大学教授
松本 浩	埼玉県教育委員会市町村支援部長
村上 明寛	北海道教育庁学校教育監
山本 聖志	豊島区立千登世橋中学校校長 全日本中学校長会会長

50音順 (敬称略)

規制改革実施計画（平成29年6月29日閣議決定）

II 分野別実施事項

5. 投資等分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

ICTの一層の活用や事業者等の要望への幅広い対応の観点から、①税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化、②官民データ活用、③IT時代の遠隔診療、④IT時代の遠隔教育、⑤日影規制の見直し、⑥電波周波数の調整・共用、⑦次世代自動車（燃料電池自動車）関連規制の見直し、⑧その他について、重点的に取り組む。

(2) 個別実施事項

④ IT時代の遠隔教育

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
14	免許外教科担任の縮小に向けた方策	<p>a 免許外教科担任という専門外の教員が授業を行っていることによる教育の質及び教員の負担の問題について、現状においても実施可能な遠隔授業の推進や研修の充実等を各都道府県教育委員会に促すことにより、教育の質の向上及び教員の負担軽減を図る。</p> <p>b 免許外教科担任制度について、学期中の急な欠員のために許可するような場合等に限られるよう、各都道府県教育委員会に指導する等によって段階的に縮小すべく、免許外教科担任の許可について実態を調査し、これを踏まえて許可を行う場合の考え方や留意事項等について検討し、整理する等制度の在り方を見直しについて検討する。</p>	<p>a:平成29年度以降継続的に実施</p> <p>b:平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置</p>	文部科学省

参照条文

○教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）

（免許）

第三条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

2～6 略

（種類）

第四条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

2～4 略

5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。

一 中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか一以上の実習とする。以下同じ。）を含む。）、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教

二 高等学校の教員にあつては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教

6 略

附則

2 授与権者は、当分の間、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校の前期課程若しくは後期課程又は特別支援学校の中学部若しくは高等部において、ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）の申請により、一年以内の期間を限り、当該教科についての免許状を有しない主幹教諭等が当該教科の教授を担当することを許可することができる。この場合においては、許可を得た主幹教諭等は、第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該学校、当該前期課程若しくは後期課程又は当該中学部若しくは高等部において、その許可に係る教科の教授を担当することができる。

○教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）

附則

18 免許法附則第二項の規定により、ある教科の免許状を有しない主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）が、当該教科の教授を担当しようとするときは、当該学校の校長及び当該主幹教諭等は、連署をもつて、次の事項を記載した申請書を授与権者に提出し、許可を受けなければならない。

一 設置者、学校名及び位置

二 校長及び当該教科の教授を担当しようとする主幹教諭等の氏名

三 教授を担当しようとする教科の名称及び期間

四 前号の教授を担当しようとする事由

五 第二号に掲げる主幹教諭等の履歴及び所有する免許状の種類

六 当該学校の学級編成及び免許教科別教員数

教員免許制度について

1. 免許主義と開放制の原則

免許主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

2. 免許状の種類

それぞれ学校種別（中学校・高等学校については教科別）

① 普通免許状
(有効期間10年)

② 特別免許状
(有効期間10年)

③ 臨時免許状
(有効期限3年)

専修免許状
(修士課程修了程度)

一種免許状
(大学卒業程度)

二種免許状
(短大卒業程度)

○ 授与権者
都道府県教育委員会

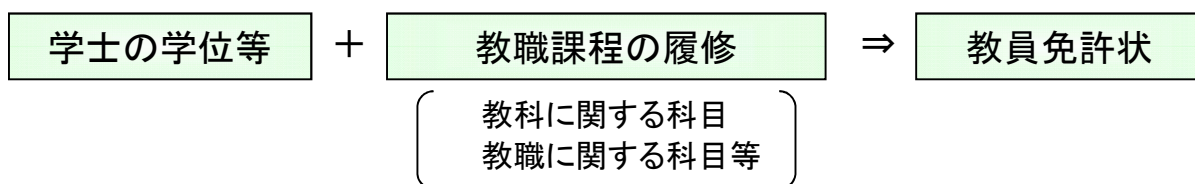
○ 免許状の有効範囲

・普通免許状 : 全ての都道府県

・特別免許状 } 授与を受けた
・臨時免許状 } 都道府県内

3. 免許状の授与

① 「大学における養成」が基本。



② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所
要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

4. 免許主義の例外

① 特別非常勤講師

H28年度届出件数： 20, 771件

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。**教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することが可能**（任命・雇用する者が、**あらかじめ都道府県教育委員会に届出をすることが必要**）。

② 免許外教科担任制度

H28年度許可件数： 10, 951件

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等（講師は不可）が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能

（校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要）。

② 専科担任制度

H28. 4. 1～H29. 3. 31の合計件数：

中学校免許状による小学校専科担任数 5, 783件

高等学校免許状による小学校専科担任数 204件

高等学校免許状による中学校専科担任数 32件

中学校や高等学校の教諭の免許状を有する者は、小学校において、相当する教科等の教諭等となることができる。（例：中学校の理科の教員が、小学校の理科の授業を行う）

高等学校の専門教科等の免許状を有する者は、中学校において、相当する教科等の教諭等となることができる。（例：高等学校の情報の教員が、中学校の技術の授業を行う）

① 普通免許状

H28年度授与件数： 211, 327件

(内訳) 専修免許状： 13, 258件

一種免許状： 150, 759件

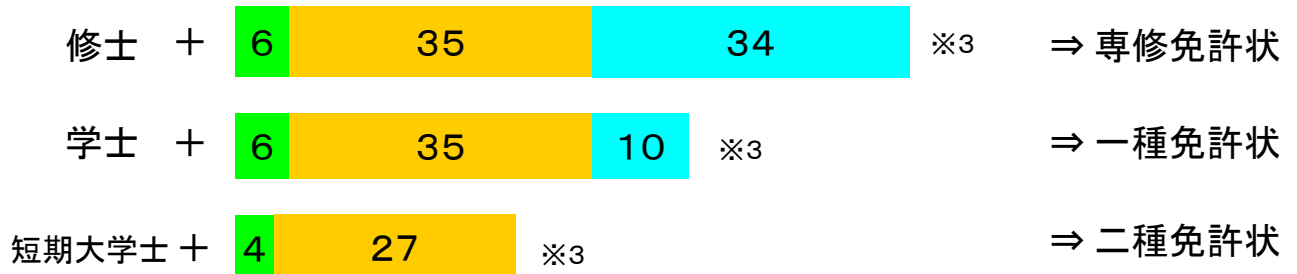
二種免許状： 47, 310件

大学で修得する 所要単位

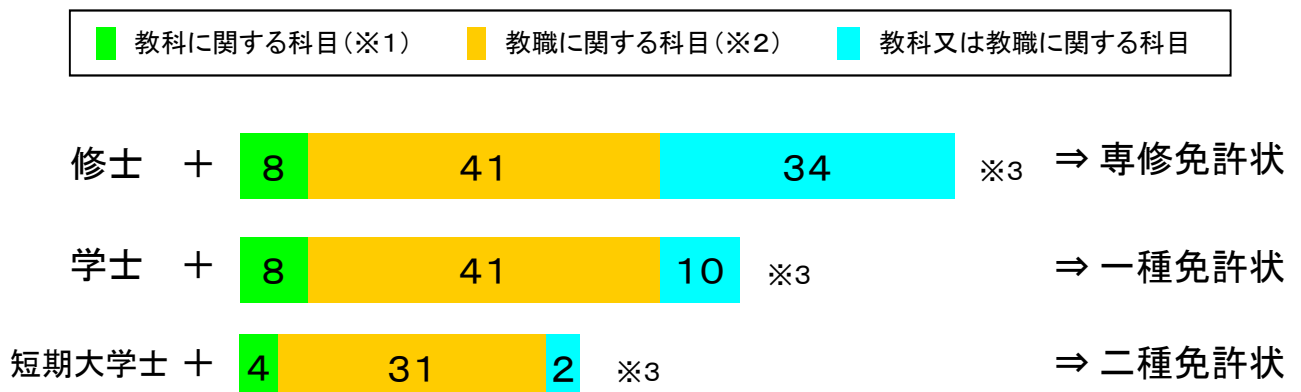
(単位)

	専修免許状 (修士)	一種免許状 (学士)	二種免許状 (短期大学士)
幼稚園教諭	83	59	39
小学校教諭	91	67	45
中学校教諭	91	67	43
高等学校教諭	91	67	—

幼稚園の場合の修得単位



小学校の場合の修得単位



中学校の場合の修得単位

修士 +	20	31	32	※3	⇒ 専修免許状
学士 +	20	31	8	※3	⇒ 一種免許状
短期大学士 +	10	21	4	※3	⇒ 二種免許状

高等学校の場合の修得単位

修士 +	20	23	40	※3	⇒ 専修免許状
学士 +	20	23	16	※3	⇒ 一種免許状

- ※1 幼稚園は、国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育のうち1以上の科目。
 小学校は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、課程、体育のうち1以上の科目。
 中学校、高等学校については取得する免許教科ごと(国語(国語学、国文学等)、数学(代数学、幾何学等)、理科(物理学、化学等)等)
- ※2 教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、教育課程及び指導法に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習、教職実践演習
- ※3 この他に、日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作(各2単位)の修得が必要。また、小・中の場合介護等体験が必要。

② 特別免許状

H28年度授与件数: 186件 (平成元~H28年度総授与件数: 1, 101件)

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

- 授与要件: ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
 : ② 社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

③ 臨時免許状

H28年度授与件数: 8, 405件

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

- 授与要件: 都道府県教育委員会が行う教育職員検定(人物・学力・実務・身体)の合格

教科別の教員免許状授与件数

○中学校

(平成28年度)

		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	保健	技術	家庭	外国 語	宗教	その 他	計
普通 免 許 状	専修	548	713	703	986	482	262	490	20	66	77	513	27	0	4,887
	1種	5,274	7,434	4,511	4,561	2,704	1,679	8,630	509	437	1,295	6,011	83	2	43,130
	2種	406	215	148	72	140	105	196	11	55	171	507	9	25	2,060
	小計	6,228	8,362	5,362	5,619	3,326	2,046	9,316	540	558	1,543	7,031	119	27	50,077
特別免許状		0	1	1	3	1	1	0	0	0	0	41	1	0	49
臨時免許状		144	131	255	220	42	137	113	18	330	283	241	13	1	1,928
計		6,372	8,494	5,618	5,842	3,369	2,184	9,429	558	888	1,826	7,313	133	28	52,054

※その他には、「職業・職業実習・職業指導」を計上

○高等学校

(平成28年度)

		国語	地理 歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	書道	保健 体育	保健	看護	家庭	情報	農業	工業	商業	水産	福祉	外国 語	宗教	その 他	計
普通 免 許 状	専修	593	604	452	789	1,339	499	256	38	34	513	22	4	78	76	33	246	25	10	3	544	29	0	6,187
	1種	5,508	5,941	6,498	4,998	6,062	2,824	1,800	407	641	9,131	526	102	1,314	1,388	420	1,498	636	52	250	6,301	97	85	56,479
	小計	6,101	6,545	6,950	5,787	7,401	3,323	2,056	445	675	9,644	548	106	1,392	1,464	453	1,744	661	62	253	6,845	126	85	62,666
特別免許状		1	1	2	1	15	1	1	0	0	1	0	39	2	0	0	11	0	1	2	46	0	2	126
臨時免許状		95	83	113	117	87	90	80	9	65	66	24	269	238	255	43	179	66	36	88	337	19	49	2,408
計		6,197	6,629	7,065	5,905	7,503	3,414	2,137	454	740	9,711	572	414	1,632	1,719	496	1,934	727	99	343	7,228	145	136	65,200

※その他には、「商船・職業指導・看護実習・家庭実習・情報実習・農業実習・工業実習・商業実習・水産実習・福祉実習・商船実習」を計上

免許外教科担任の許可に関する文部科学省のこれまでの対応

○文書による通知等

①平成6年9月29日付け文教教145号「行政手続法の施行及びこれに伴う教育職員免許法の一部改正について(通知)」

免許外教科担任の許可については、教育職員免許法施行規則附則第13項の規定により申請書に記載することとされている事項（免許外教科担任の事由、免許外教科担任を行う教諭の履歴、当該学校の学級編成及び免許教科別教員数等）を十分に考慮するとともに、いわゆる教員の持ち時間数の調整のために免許外教科担任が行われることのないよう、各都道府県教育委員会において、具体的な基準を定めることが適当である。

②平成14年10月25日付け14初教職第19号「免許外教科担任に係る事務の適正な処理について(通知)」

各都道府県教育委員会において、免許外教科担任の許可に係る具体的な審査基準を適切に定め、申請・許可の手続き及び運用を適正に行うこと。その際、単に教員の持ち時間数の調整のための免許外教科担任が行われることがないよう、また、保有している免許状の教科を担当することなく免許外教科担任が行われることがないよう、留意すること。

③平成15年10月17日付け15初教職第11号「初任者研修の適正な実施について(通知)」

初任者に免許外の教科を担当させる必要がないのに、免許外の教科を担当させることのないよう配慮すること。

④平成25年度以降毎年「教員免許状授与件数等調査及び教員免許制度の適切な運用について(通知)」

免許外教科担任についても、臨時免許状同様、「ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認めるとき」に許可することができることとなっていますので、当該趣旨に鑑み、安易な許可は行わないようお願いします。

⑤平成27年度以降毎年「教員採用等の改善に係る取組について(通知)」

免許外教科担任については、「ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認めるとき」に許可することができることとなっている趣旨に鑑み、安易な臨時免許状の授与や免許外教科担任の許可を行わないようお願いします。

○説明会等における依頼

免許外教科担任許可の実態について（教育委員会への調査から）

1. 許可の理由

・当該教科の担当教員がない場合の許可の理由

- ①定数内では全教科の免許を持った教員を配置できないため:85%
- ②免許保有者が病気休暇や育児休業中であるため:64%

・当該教科の担当教員がいる場合の許可の理由

- ①教員間の持ち時間数の平準化:15%
- ②校務分掌も含めた勤務時間の平準化:32%
- ③少人数指導・TTを行うため:40%
- ④特別支援教育や外国人児童生徒への指導のため:45%
- ⑤その他(特定分野の指導のため 等)

2. 免許外教科担任の解消に向けた取組等

・教育委員会の取組

- ①免許外教科担任の許可基準の厳格化:17%
- ②免許外教科担任の許可を減らすための学校に対する指導:57%
- ③非常勤講師、退職者等の採用による人材活用:83%
- ④採用時における複数免許状所持者の優遇、現職教員による複数免許状取得の促進:45%
- ⑤人事異動、配置等の配慮:77%
- ⑥校務分掌、時間割等の配慮:30%
- ⑦当該免許を保有する教員の複数校併任:45%
- ⑧希少免許教科を保有する教員の計画的な採用:40%

・その他の具体的な取組(個別意見の件数)

- ①非常勤講師の活用:28 ②指導・周知:23 ③計画的な配置:14 ④兼務発令:14
- ⑤教員採用試験での加点:12 ⑥認定講習等の周知:4 ⑦大学への働きかけ(養成):2 ⑧再任用の活用:1

・国への要望(個別意見の件数)

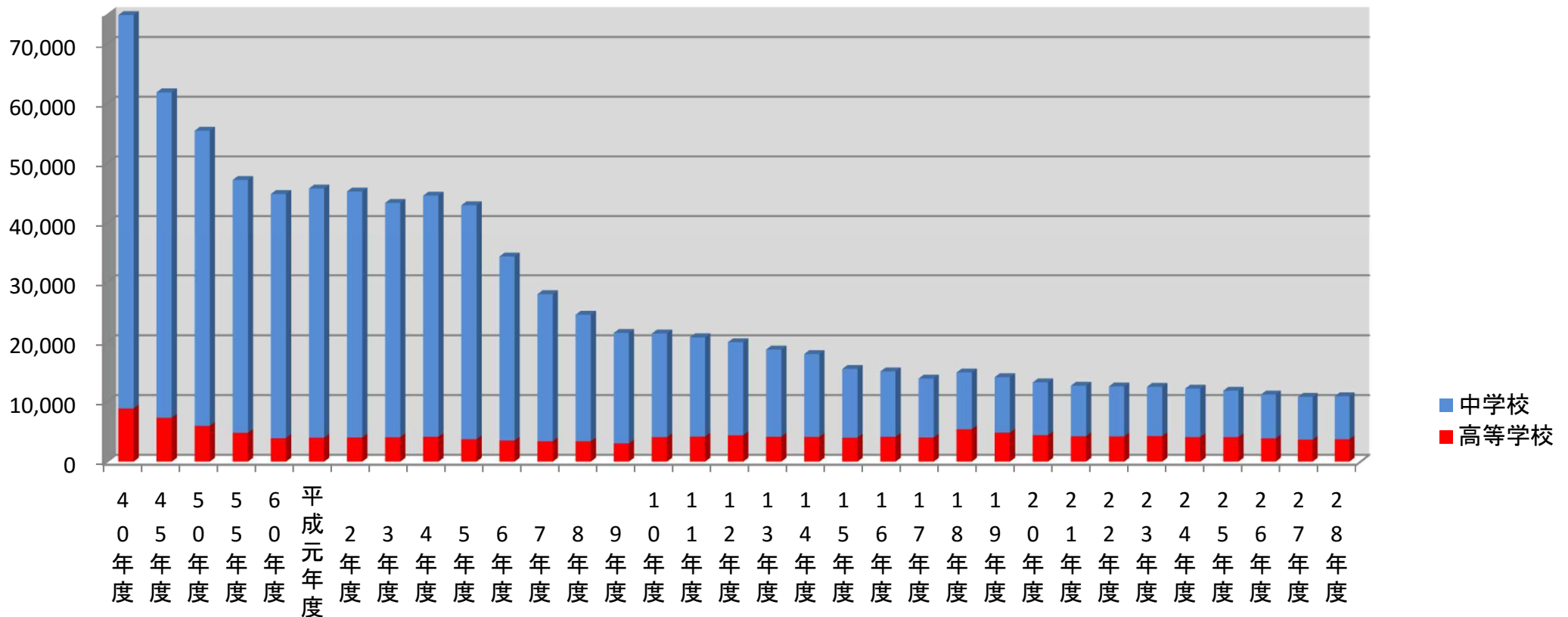
- ①定数増:16 ②大学での複数免許取得:10 ③現職教員の複数免許取得支援:6 ④文書による通知
- ⑤希少免許の教員資格認定試験の実施 ⑥特別支援教育への対応

免許外教科担任の許可件数（推移）

区分	昭和40年度	45年度	50年度	55年度	60年度	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
中学校	65,919	54,528	49,451	42,378	40,927	41,751	41,212	39,263	40,407	39,217	30,713	24,593	21,164	18,471	17,345	16,602	15,586	14,604	13,868	11,506	10,933	9,849	9,512	9,290	8,829	8,466	8,377	8,269	8,112	7,769	7,346	7,171	7,190
高等学校	8,913	7,346	5,999	4,827	3,924	4,014	4,058	4,094	4,163	3,745	3,549	3,415	3,410	3,061	4,103	4,210	4,415	4,174	4,156	4,024	4,179	4,059	5,432	4,859	4,450	4,261	4,229	4,282	4,129	4,114	3,906	3,680	3,760
合計	74,832	61,874	55,450	47,205	44,851	45,765	45,270	43,357	44,570	42,962	34,262	28,008	24,574	21,532	21,448	20,812	20,001	18,778	18,024	15,530	15,112	13,908	14,944	14,149	13,279	12,727	12,606	12,551	12,241	11,883	11,252	10,851	10,950

※昭和45年度から平成9年度までの許可件数については、公立学校のみ件数。

免許外教科担任の許可件数



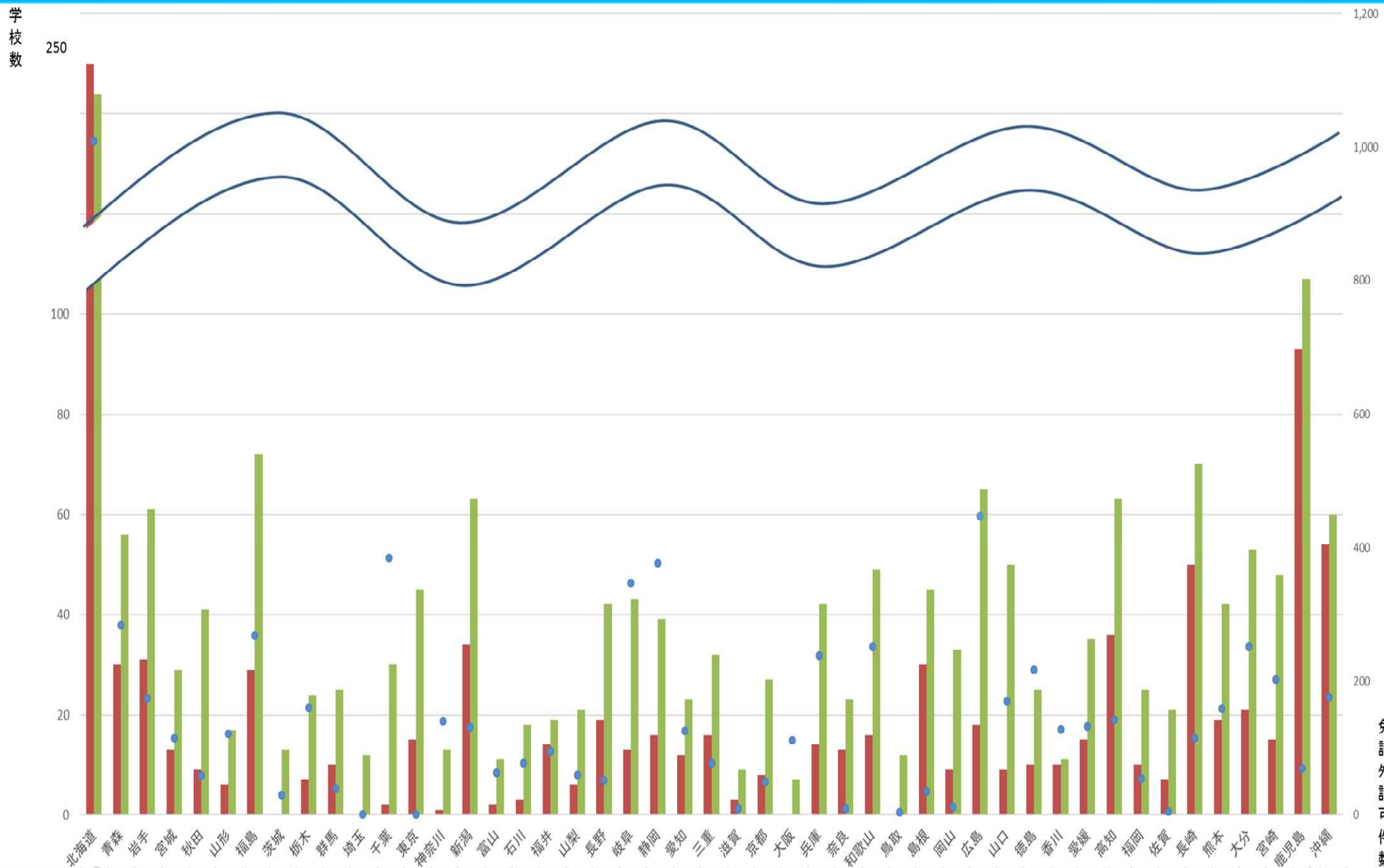
免許外教科担任の許可件数（都道府県別）

都道府県名	中学校			高等学校			合計			対前年度増減	
	H26	H27	H28	H26	H27	H28	H26	H27	H28	増減数	増減率
1 北海道	1,228	1,082	1,009	254	252	274	1,482	1,334	1,283	-51	-3.8%
2 青森県	307	296	284	165	155	150	472	451	434	-17	-3.8%
3 岩手県	163	167	175	127	135	119	290	302	294	-8	-2.6%
4 宮城県	169	169	115	104	88	79	273	257	194	-63	-24.5%
5 秋田県	68	59	58	81	76	76	149	135	134	-1	-0.7%
6 山形県	113	137	122	83	89	82	196	226	204	-22	-9.7%
7 福島県	346	283	269	164	144	147	510	427	416	-11	-2.6%
8 茨城県	25	25	30	116	101	91	141	126	121	-5	-4.0%
9 栃木県	151	122	161	2	1	32	153	123	193	70	56.9%
10 群馬県	65	58	40	27	26	33	92	84	73	-11	-13.1%
11 埼玉県	0	0	1	3	2	3	3	2	4	2	100.0%
12 千葉県	358	383	385	93	85	94	451	468	479	11	2.4%
13 東京都	0	0	0	37	33	31	37	33	31	-2	-6.1%
14 神奈川県	144	149	141	205	173	180	349	322	321	-1	-0.3%
15 新潟県	158	148	132	155	161	162	313	309	294	-15	-4.9%
16 富山県	58	59	63	94	90	82	152	149	145	-4	-2.7%
17 石川県	78	77	77	175	169	191	253	246	268	22	8.9%
18 福井県	109	103	95	7	8	9	116	111	104	-7	-6.3%
19 山梨県	71	45	60	35	32	33	106	77	93	16	20.8%
20 長野県	61	60	52	260	239	197	321	299	249	-50	-16.7%
21 岐阜県	335	331	347	121	96	102	456	427	449	22	5.2%
22 静岡県	378	341	377	161	142	125	539	483	502	19	3.9%
23 愛知県	137	129	126	84	79	69	221	208	195	-13	-6.3%
24 三重県	77	68	77	69	58	66	146	126	143	17	13.5%
25 滋賀県	14	11	9	32	30	32	46	41	41	0	0.0%
26 京都府	54	57	50	10	11	8	64	68	58	-10	-14.7%
27 大阪府	134	112	112	28	28	24	162	140	136	-4	-2.9%
28 兵庫県	271	245	239	15	21	13	286	266	252	-14	-5.3%
29 奈良県	17	12	10	2	3	5	19	15	15	0	0.0%
30 和歌山県	260	269	252	118	107	129	378	376	381	5	1.3%
31 鳥取県	6	7	4	46	48	47	52	55	51	-4	-7.3%
32 島根県	28	29	35	46	44	44	74	73	79	6	8.2%
33 岡山県	20	17	12	14	17	16	34	34	28	-6	-17.6%
34 広島県	221	292	447	125	119	96	346	411	543	132	32.1%
35 山口県	147	175	171	161	153	194	308	328	365	37	11.3%
36 徳島県	218	213	217	88	91	91	306	304	308	4	1.3%
37 香川県	145	125	128	36	33	33	181	158	161	3	1.9%
38 愛媛県	163	142	133	55	49	46	218	191	179	-12	-6.3%
39 高知県	134	126	143	55	63	70	189	189	213	24	12.7%
40 福岡県	46	50	54	70	64	68	116	114	122	8	7.0%
41 佐賀県	2	2	5	29	28	26	31	30	31	1	3.3%
42 長崎県	100	94	115	85	83	86	185	177	201	24	13.6%
43 熊本県	172	165	159	42	38	41	214	203	200	-3	-1.5%
44 大分県	238	237	252	63	61	70	301	298	322	24	8.1%
45 宮崎県	164	210	202	23	46	75	187	256	277	21	8.2%
46 鹿児島県	96	90	69	19	16	15	115	106	84	-22	-20.8%
47 沖縄県	97	200	176	122	93	104	219	293	280	-13	-4.4%
合計	7,346	7,171	7,190	3,906	3,680	3,760	11,252	10,851	10,950	99	0.9%

上位5県

下位5県

都道府県別免許外許可件数・へき地指定校数・5学級以下の学校数(公立中学校)



免許外許可件数

■免許外教科担任許可件数	1,009	284	175	115	58	122	269	30	161	40	1	385	0	141	132	63	77	95	60	52	347	377	126	77	9	50	112	239	10	252	4	35	12	447	171	217	128	133	143	54	5	115	159	252	203	69	176
■へき地指定校数	226	30	31	13	9	6	29	0	7	10	0	2	15	1	34	2	3	14	6	19	13	16	12	16	3	8	0	14	13	16	0	30	9	18	9	10	10	15	36	10	7	50	19	21	15	93	54
■5学級以下の学校数	204	56	61	29	41	17	72	13	24	25	12	30	45	13	63	11	18	19	21	42	43	39	23	32	9	27	7	42	23	49	12	45	33	65	50	25	11	35	63	25	21	70	42	53	48	107	60

免許外教科担任の許可件数（教科別）

1. 中学校

教科	H26	H27	H28
国語	321	299	319
社会	311	271	297
数学	426	454	417
理科	247	211	198
音楽	84	96	99
美術	992	944	938
保健体育	410	409	397
保健	6	12	5
技術	2,096	2,114	2,146
家庭	2,264	2,189	2,181
職業	0	0	0
外国語	185	166	188
宗教	3	6	5
職業実習	1	0	0
職業指導	0	0	0
合計	7,346	7,171	7,190

許可件数上位5教科

家庭、技術、美術、
数学、保健体育

2. 高等学校

教科	H26	H27	H28
国語	55	39	42
地理歴史	253	229	242
公民	409	374	394
数学	170	136	127
理科	61	59	64
音楽	18	19	21
美術	37	36	38
工芸	59	57	60
書道	107	105	113
保健体育	96	100	108
保健	6	6	6
情報	1,261	1,208	1,248
家庭	129	153	152
看護	26	28	15
農業	166	159	159
工業	397	340	336
商業	159	152	145
水産	115	108	121
福祉	220	212	191
商船	0	0	1
外国語	144	143	157
宗教	10	9	12
看護実習	1	0	0
家庭実習	1	0	0
情報実習	0	0	0
農業実習	0	0	2
工業実習	2	1	1
商業実習	0	0	0
水産実習	1	1	1
福祉実習	0	0	0
商船実習	0	0	0
職業指導	3	6	4
合計	3,906	3,680	3,760

許可件数上位5教科

情報、公民、工業、
地理歴史、福祉

所有免許状教科と免許外担任教科の状況（中学校）

		担任する教科											免許教科別合計	
		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術	家庭	外国語	その他		
所有する免許教科	国語		36 (13.5%)	31 (7.5%)	14 (7.1%)	16 (22.9%)	109 (11.7%)	37 (10.4%)	92 (4.6%)	290 (13.9%)	24 (13.3%)	0 (0.0%)	649	
	社会	45 (15.3%)		38 (9.2%)	21 (10.7%)	8 (11.4%)	96 (10.3%)	83 (23.4%)	256 (12.7%)	87 (4.2%)	32 (17.8%)	0 (0.0%)	666	
	数学	20 (6.8%)	22 (8.2%)		43 (21.8%)	10 (14.3%)	71 (7.6%)	57 (16.1%)	381 (18.9%)	112 (5.4%)	12 (6.7%)	0 (0.0%)	728	
	理科	27 (9.2%)	26 (9.7%)	119 (28.7%)		4 (5.7%)	62 (6.7%)	52 (14.6%)	351 (17.4%)	105 (5.0%)	16 (8.9%)	0 (0.0%)	762	
	音楽	52 (17.6%)	37 (13.9%)	33 (8.0%)	15 (7.6%)		276 (29.7%)	13 (3.7%)	93 (4.6%)	626 (30.1%)	29 (16.1%)	0 (0.0%)	1,174	
	美術	29 (9.8%)	24 (9.0%)	22 (5.3%)	5 (2.5%)	4 (5.7%)		17 (4.8%)	153 (7.6%)	149 (7.2%)	11 (6.1%)	0 (0.0%)	414	
	保健体育	41 (13.9%)	41 (15.4%)	56 (13.5%)	16 (8.1%)	5 (7.1%)	97 (10.4%)	2 (0.6%)	450 (22.3%)	176 (8.5%)	21 (11.7%)	0 (0.0%)	905	
	技術	11 (3.7%)	32 (12.0%)	62 (15.0%)	65 (33.0%)	(0.0%)	75 (8.1%)	43 (12.1%)		316 (15.2%)	10 (5.6%)	0 (0.0%)	614	
	家庭	31 (10.5%)	23 (8.6%)	19 (4.6%)	8 (4.1%)	7 (10.0%)	48 (5.2%)	13 (3.7%)	145 (7.2%)		24 (13.3%)	0 (0.0%)	318	
	外国語	39 (13.2%)	25 (9.4%)	21 (5.1%)	10 (5.1%)	16 (22.9%)	96 (10.3%)	38 (10.7%)	91 (4.5%)	213 (10.2%)		0 (0.0%)	549	
	その他	(0.0%)	1 (0.4%)	13 (3.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	8 (0.4%)	8 (0.4%)	1 (0.6%)	0 (0.0%)	31
	担任教科別合計		295	267	414	197	70	930	355	2,020	2,082	180	0	6,810

注：中学校の教科のうち「保健体育」には「保健」を含み、「その他」には「職業」、「職業指導」及び「職業実習」を含む。

H29.5.1時点

所有免許状教科と免許外担任教科の状況（高等学校）

		担任する教科																				免許教科別 合計	
		国語	地理 歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	書道	保健 体育	看護	家庭	情報	農業	工業	商業	水産	福祉	商船	職業 指導		外国 語
所有する 免許 教科	国語		4 (2.2%)	3 (0.8%)	1 (2.4%)	(0.0%)	3 (33.3%)	2 (13.3%)	(0.0%)	46 (56.1%)	6 (10.2%)	1 (5.6%)	1 (2.1%)	37 (3.2%)	4 (2.2%)	3 (0.9%)	2 (1.9%)	1 (0.8%)	10 (6.5%)	(0.0%)	(0.0%)	25 (19.7%)	149
	地理歴史	4 (30.8%)		347 (97.7%)	(0.0%)	1 (4.2%)	1 (11.1%)	1 (6.7%)	2 (3.7%)	4 (4.9%)	10 (16.9%)	(0.0%)	4 (8.5%)	64 (5.6%)	13 (7.1%)	1 (0.3%)	7 (6.5%)	2 (1.6%)	22 (14.4%)	(0.0%)	1 (25.0%)	2 (1.6%)	486
	公民	4 (30.8%)	171 (96.1%)		1 (2.4%)	1 (4.2%)	2 (22.2%)	(0.0%)	(0.0%)	4 (4.9%)	1 (1.7%)	(0.0%)	4 (8.5%)	40 (3.5%)	4 (2.2%)	1 (0.3%)	6 (5.6%)	2 (1.6%)	5 (3.3%)	(0.0%)	1 (25.0%)	2 (1.6%)	249
	数学	(0.0%)	(0.0%)	1 (0.3%)		11 (45.8%)	(0.0%)	2 (13.3%)	2 (3.7%)	3 (3.7%)	7 (11.9%)	2 (11.1%)	3 (6.4%)	257 (22.4%)	7 (3.8%)	4 (1.2%)	6 (5.6%)	1 (0.8%)	4 (2.6%)	(0.0%)	1 (25.0%)	3 (2.4%)	314
	理科	1 (7.7%)	(0.0%)	(0.0%)	19 (45.2%)		1 (11.1%)	2 (13.3%)	(0.0%)	3 (3.7%)	9 (15.3%)	1 (5.6%)	3 (6.4%)	190 (16.6%)	20 (10.9%)	26 (7.8%)	23 (21.3%)	3 (2.4%)	4 (2.6%)	(0.0%)	(0.0%)	3 (2.4%)	308
	音楽	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)		(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	2 (4.3%)	35 (3.0%)	(0.0%)	(0.0%)	2 (1.9%)	(0.0%)	5 (3.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	44
	美術	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)		46 (85.2%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	1 (2.1%)	35 (3.0%)	1 (0.5%)	135 (40.4%)	3 (2.8%)	(0.0%)	1 (0.7%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	222
	工芸	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	1 (4.2%)	(0.0%)	1 (6.7%)		(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	1 (0.1%)	(0.0%)	29 (8.7%)	(0.0%)	1 (0.8%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	33
	書道	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	1 (2.4%)	(0.0%)	(0.0%)	1 (6.7%)	(0.0%)		(0.0%)	(0.0%)	1 (2.1%)	8 (0.7%)	(0.0%)	(0.0%)	1 (0.9%)	(0.0%)	1 (0.7%)	(0.0%)	(0.0%)	1 (0.8%)	14
	保健体育	1 (7.7%)	(0.0%)	1 (0.3%)	4 (9.5%)	2 (8.3%)	(0.0%)	(0.0%)	1 (1.9%)	5 (6.1%)	1 (1.7%)	1 (5.6%)	6 (12.8%)	42 (3.7%)	5 (2.7%)	3 (0.9%)	4 (3.7%)	5 (4.0%)	15 (9.8%)	(0.0%)	1 (25.0%)	(0.0%)	97
	看護	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	1 (5.6%)	(0.0%)	2 (0.2%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	6 (3.9%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	9
	家庭	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	1 (2.4%)	1 (4.2%)	1 (11.1%)	3 (20.0%)	1 (1.9%)	4 (4.9%)	1 (1.7%)	4 (22.2%)	(0.0%)	59 (5.1%)	75 (41.0%)	3 (0.9%)	5 (4.6%)	5 (4.0%)	69 (45.1%)	(0.0%)	(0.0%)	1 (0.8%)	233
	情報	(0.0%)	(0.0%)	1 (0.3%)	4 (9.5%)	(0.0%)	(0.0%)	1 (6.7%)	(0.0%)	(0.0%)	2 (3.4%)	3 (16.7%)	1 (2.1%)	(0.0%)	5 (2.7%)	7 (2.1%)	13 (12.0%)	1 (0.8%)	3 (2.0%)	(0.0%)	(0.0%)	2 (1.6%)	43
	農業	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	1 (2.4%)	2 (8.3%)	(0.0%)	(0.0%)	1 (1.9%)	(0.0%)	2 (3.4%)	(0.0%)	10 (21.3%)	19 (1.7%)	3 (1.6%)	36 (10.8%)	23 (21.3%)	2 (1.6%)	3 (2.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	102
	工業	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	5 (11.9%)	3 (12.5%)	(0.0%)	(0.0%)	1 (1.9%)	2 (2.4%)	3 (5.1%)	(0.0%)	1 (2.1%)	33 (2.9%)	20 (10.9%)	81 (24.3%)	2 (1.9%)	39 (31.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	1 (0.8%)	191
	商業	(0.0%)	2 (1.1%)	2 (0.6%)	2 (4.8%)	(0.0%)	(0.0%)	2 (13.3%)	(0.0%)	1 (1.2%)	3 (5.1%)	1 (5.6%)	3 (6.4%)	279 (24.3%)	10 (5.5%)	1 (0.3%)	(0.0%)	6 (4.8%)	1 (0.7%)	(0.0%)	(0.0%)	3 (2.4%)	316
	水産	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	1 (1.2%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	2 (0.2%)	3 (1.6%)	3 (0.9%)	2 (1.9%)	1 (0.8%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	12
	福祉	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	1 (2.4%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	3 (16.7%)	5 (10.6%)	3 (0.3%)	11 (6.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	23
	商船	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	2 (4.8%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	1 (1.7%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	55 (44.4%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	58
	職業指導	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	0
外国語	3 (23.1%)	1 (0.6%)	(0.0%)	(0.0%)	2 (8.3%)	1 (11.1%)	(0.0%)	(0.0%)	9 (11.0%)	13 (22.0%)	1 (5.6%)	2 (4.3%)	42 (3.7%)	2 (1.1%)	1 (0.3%)	9 (8.3%)	(0.0%)	4 (2.6%)	(0.0%)	(0.0%)	84 (66.1%)	174	
担任教科別 合計	13	178	355	42	24	9	15	54	82	59	18	47	1,148	183	334	108	124	153	0	4	127	3,077	

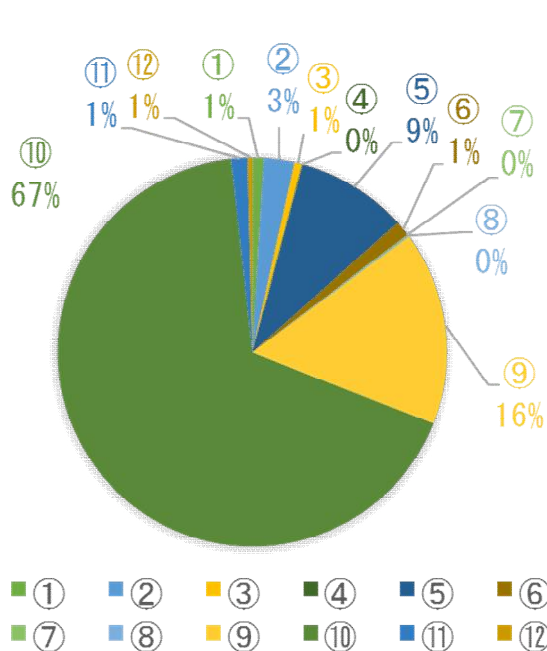
H29.5.1時点

注:高等学校の教科のうち「保健体育」には「保健」を含み、「看護」には「看護実習」、「家庭」には「家庭実習」、「情報」には「情報実習」、「農業」には「農業実習」、「工業」には「工業実習」、「商業」には「商業実習」、「水産」には「水産実習」、「福祉」には「福祉実習」、「商船」には「商船実習」を含む。

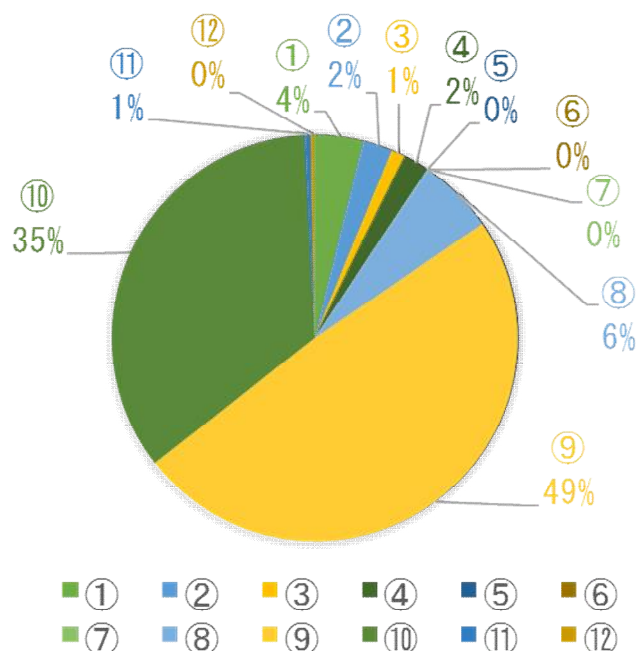
許可理由別割合

■ 許可理由

- ①教員間の持ち時間数の平準化
- ②教員間の校務分掌等の勤務時間の平準化
- ③少人数教育のため
- ④ティームティーチングのため
- ⑤特別支援学級の生徒への指導のため
- ⑥院内学級の生徒への指導のため
- ⑦外国人児童生徒への指導のため
- ⑧その他特別な指導の充実のため
- ⑨配置された当該教科免許保持者が少なく、授業時間数を満たすことができないため
- ⑩定数内で当該教科の免許を持った教員を配置できないため
- ⑪病欠による欠員
- ⑫産休、育休による欠員



中学校の許可理由割合



高等学校の許可理由割合

平成29年度選考 教科別志願者・受験者・採用者

○中学校(都道府県・指定都市別)

		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	家庭	技術	保体	英語	その他	合計
都道府県小計	志願者数	5,559	9,602	6,993	5,132	3,088	1,805	1,298	654	10,463	7,121	76	51,791
	受験者数	5,115	8,707	6,502	4,690	2,826	1,650	1,194	603	9,881	6,484	72	47,724
	採用者数	911	798	974	851	345	227	217	166	831	1,025	15	6,360
指定都市等小計	志願者数	1,157	2,027	1,388	1,050	589	348	358	149	2,075	1,570	213	10,924
	受験者数	1,009	1,715	1,241	904	502	300	324	119	1,883	1,314	173	9,484
	採用者数	205	178	178	189	60	65	61	44	175	217	42	1,414
合計	志願者数	6,716	11,629	8,381	6,182	3,677	2,153	1,656	803	12,538	8,691	289	62,715
	受験者数	6,124	10,422	7,743	5,594	3,328	1,950	1,518	722	11,764	7,798	245	57,208
	採用者数	1,116	976	1,152	1,040	405	292	278	210	1,006	1,242	57	7,774

※「その他」とは、特別支援教育担当教員として教科とは別枠で募集・採用し、特別支援学級担任等として配置・活用しているもの。

※中学校・高等学校教諭の募集を同一の採用枠内で行っている場合は中学校に含めている。

※小学校・中学校学校教諭の募集を同一の採用枠内で行っている場合は中学校に含めている。

※小学校・中学校・高等学校教諭の募集を同一の採用枠内で行っている場合は中学校に含めている。

○高等学校(都道府県・指定都市別)

		国語	日本史	世界史	歴史一括	地理	地歴一括	政経	倫理	公民一括	地歴公一括	数学	物理
都道府県小計	志願者数	3,704	847	490	439	327	2,014	375	44	930	309	5,049	805
	受験者数	3,358	771	420	395	295	1,786	333	40	808	276	4,614	733
	採用者数	664	71	65	37	53	204	25	5	76	49	619	106
指定都市等小計	志願者数	167					79			32	102	90	9
	受験者数	131					61			21	75	60	7
	採用者数	15	1	1		1	3			2	5	9	1
合計	志願者数	3,871	847	490	439	327	2,093	375	44	962	411	5,139	814
	受験者数	3,489	771	420	395	295	1,847	333	40	829	351	4,674	740
	採用者数	679	72	66	37	54	207	25	5	78	54	628	107

		化学	生物	地学	理科一括	音楽	美術	書道	保体	看護	家庭	農業	工業
都道府県小計	志願者数	1,000	1,110	95	1,439	759	644	366	7,167	46	872	752	1,434
	受験者数	893	1,010	87	1,271	682	577	330	6,673	44	800	699	1,301
	採用者数	129	108	17	195	82	75	29	495	21	147	121	285
指定都市等小計	志願者数		12		89				79				84
	受験者数		9		68				55				71
	採用者数	1	1		5	1	2		8				19
合計	志願者数	1,000	1,122	95	1,528	759	644	366	7,246	46	872	752	1,518
	受験者数	893	1,019	87	1,339	682	577	330	6,728	44	800	699	1,372
	採用者数	130	109	17	200	83	77	29	503	21	147	121	304

		商業	水産	情報	福祉	英語	その他※	合計
都道府県小計	志願者数	1,666	70	513	211	3,718	23	37,214
	受験者数	1,507	57	442	187	3,326	18	33,730
	採用者数	153	23	45	35	743	2	4,679
指定都市等小計	志願者数	73		19		178	3	1,016
	受験者数	54		10		105	2	729
	採用者数	9		2		16		102
合計	志願者数	1,739	70	532	211	3,896	26	38,230
	受験者数	1,561	57	452	187	3,431	20	34,459
	採用者数	162	23	47	35	759	2	4,781

※「その他」とは、「フランス語」「中国語」「工業実習」「韓国・朝鮮語」「家庭・福祉共通」の各試験の合算である。

※中学校・高等学校教諭の募集を同一の採用枠内で行っている場合は中学校に記載している。

中学校標準授業時数

○学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）

第 5 章 中学校

第七十三条 中学校（併設型中学校、第七十四条の二第二項に規定する小学校連携型中学校、第七十五条第二項に規定する連携型中学校及び第七十九条の九第二項に規定する小学校併設型中学校を除く。）の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二に定める授業時数を標準とする。

別表第二（第七十三条関係）

区分		第一学年	第二学年	第三学年
各教科の授業時数	国語	140	140	105
	社会	105	105	140
	数学	140	105	140
	理科	105	140	140
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術・家庭	70	70	35
	外国語	140	140	140
道徳の授業時数		35	35	35
総合的な学習の時間の授業時数		50	70	70
特別活動の授業時数		35	35	35
総授業時数		1015	1015	1015

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

高等学校標準授業時数

○高等学校学習指導要領（平成21年3月）

第2款 各教科・科目及び単位数等

1 卒業までに履修させる単位数等

各学校においては、卒業までに履修させる下記2から5までに示す各教科に属する科目及びその単位数、総合的な学習の時間の単位数並びに特別活動及びその授業時数に関する事項を定めるものとする。この場合、各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）及び総合的な学習の時間の単位数の計は、第3款の1、2及び3の(1)に掲げる各教科・科目の単位数並びに総合的な学習の時間の単位数を含めて74単位以上とする。

単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。ただし、通信制の課程においては、第7款の定めるところによるものとする。

2 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間並びに標準単位数

各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる各教科・科目及び総合的な学習の時間並びにそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及び総合的な学習の時間並びにそれらの単位数について適切に定めるものとする。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。

教科等	科目	標準単位数	教科等	科目	標準単位数
国語	国語総合	4	保健体育	体育	7~8
	国語表現	3		保健	2
	現代文A	2	芸術	音楽Ⅰ	2
	現代文B	4		音楽Ⅱ	2
	古典A	2		音楽Ⅲ	2
	古典B	4		美術Ⅰ	2
地理歴史	世界史A	2	美術Ⅱ	2	
	世界史B	4	美術Ⅲ	2	
	日本史A	2	工芸Ⅰ	2	
	日本史B	4	工芸Ⅱ	2	
	地理A	2	工芸Ⅲ	2	
	地理B	4	書道Ⅰ	2	
公民	現代社会	2	書道Ⅱ	2	
	倫理	2	書道Ⅲ	2	
	政治・経済	2	外国語	コミュニケーション英語基礎	2
数学	数学Ⅰ	3		コミュニケーション英語Ⅰ	3
	数学Ⅱ	4			
	数学Ⅲ	5			

	数 学 A	2		コミュニケーション英語Ⅱ	4
	数 学 B	2		コミュニケーション英語Ⅲ	4
	数 学 活 用	2		英語表現Ⅰ	2
理 科	科学と人間生活	2	家 庭	英語表現Ⅱ	4
	物 理 基 礎	2		家 庭 基 礎	2
	物 理	4		家 庭 総 合	4
	化 学 基 礎	2		生 活 デ ザ イ ン	4
	化 学	4	情 報	社 会 と 情 報	2
	生 物 基 礎	2		情 報 の 科 学	2
	生 物	4	総 合 的 な 学 習 の 時 間		3～6
	地 学 基 礎	2			
	地 学	4			
	理科課題研究	1			

3 主として専門学科において開設される各教科・科目

各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる主として専門学科（専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。）において開設される各教科・科目及び設置者の定めるそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定めるものとする。

教科	科目	教科	科目
農 業	農業と環境、課題研究、総合実習、農業情報処理、作物、野菜、果樹、草木、畜産、農業経営、農業機械、食品製造、食品化学、微生物利用、植物バイオテクノロジー、動物バイオテクノロジー、農業経済、食品流通、森林科学、森林経営、林産物利用、農業土木設計、農業土木施工、水循環、造園計画、造園技術、環境緑化材料、測量、生物活用、グリーンライフ	商 業	ビジネス基礎、課題研究、総合実践、ビジネス実務、マーケティング、商品開発、広告と販売促進、ビジネス経済、ビジネス経済応用、経済活動と法、簿記、財務会計Ⅰ、財務会計Ⅱ、原価計算、管理会計、情報処理、ビジネス情報、電子商取引、プログラミング、ビジネス情報処理
			水 産
工 業	工業技術基礎、課題研究、実習、製図、工業数理基礎、情報技術基礎、材料技術基礎、生産システム技術、工業技術英語、工業管理技術、環境工学基礎、機械工作、機械設計、原動機、電子機械、電子		

	機械応用、自動車工学、自動車整備、電気基礎、電気機器、電力技術、電子技術、電子回路、電子計測制御、通信技術、電子情報技術、プログラミング技術、ハードウェア技術、ソフトウェア技術、コンピュータシステム技術、建築構造、建築計画、建築構造設計、建築施工、建築法規、設備計画、空気調和設備、衛生・防災設備、測量、土木基礎力学、土木構造設計、土木施工、社会基盤工学、工業化学、化学工学、地球環境化学、材料製造技術、工業材料、材料加工、セラミック化学、セラミック技術、セラミック工業、繊維製品、繊維・染色技術、染織デザイン、インテリア計画、インテリア装備、インテリアエレメント生産、デザイン技術、デザイン材料、デザイン史	家庭	生活産業基礎、課題研究、生活産業情報、消費生活、子どもの発達と保育、子ども文化、生活と福祉、リビングデザイン、服飾文化、ファッション造形基礎、ファッション造形、ファッションデザイン、服飾手芸、フードデザイン、食文化、調理、栄養、食品、食品衛生、公衆衛生
		看護	基礎看護、人体と看護、疾病と看護、生活と看護、成人看護、老年看護、精神看護、在宅看護、母性看護、小児看護、看護の統合と実践、看護臨地実習、看護情報活用
		情報	情報産業と社会、課題研究、情報の表現と管理、情報と問題解決、情報テクノロジー、アルゴリズムとプログラム、ネットワークシステム、データベース、情報システム実習、情報メディア、情報デザイン、表現メディアの編集と表現、情報コンテンツ実習
福祉	社会福祉基礎、介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程、介護総合演習、介護実習、こころとからだの理解、福祉情報活用	体育	スポーツ概論、スポーツⅠ、スポーツⅡ、スポーツⅢ、スポーツⅣ、スポーツⅤ、スポーツⅥ、スポーツ総合演習
		音楽	音楽理論、音楽史、演奏研究、ソルフェージュ、声楽、器楽、作曲、鑑賞研究
英語	総合英語、英語理解、英語表現、異文化理解、時事英語	美術	美術概論、美術史、素描、構成、絵画、版画、彫刻、ビジュアルデザイン、クラフトデザイン、情報メディアデザイン、映像表現、環境造形、鑑賞研究

4 学校設定科目

学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、上記2及び3の表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目（以下「学校設定科目」という。）を設けることができる。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づ

き、各学校の定めるところによるものとする。

5 学校設定教科

(1) 学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、上記2及び3の表に掲げる教科以外の教科（以下「学校設定教科」という。）及び当該教科に関する科目を設けることができる。この場合において、学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等については、高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

(2) 学校においては、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。この科目の目標、内容、単位数等を各学校において定めるに当たっては、産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに、生徒の主体的な各教科・科目の選択に資するよう、就業体験等の体験的な学習や調査・研究などを通して、次のような事項について指導することに配慮するものとする。

ア 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成

イ 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察

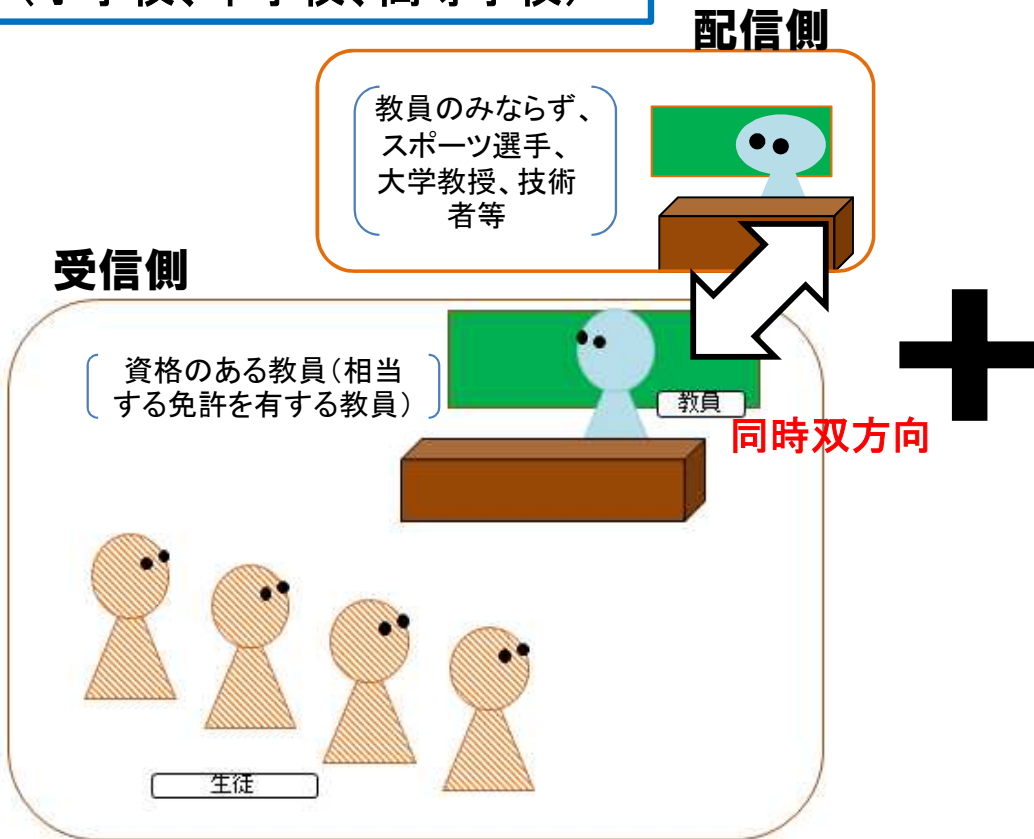
ウ 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

複数教科免許状保有による教員採用試験での加点の実施状況

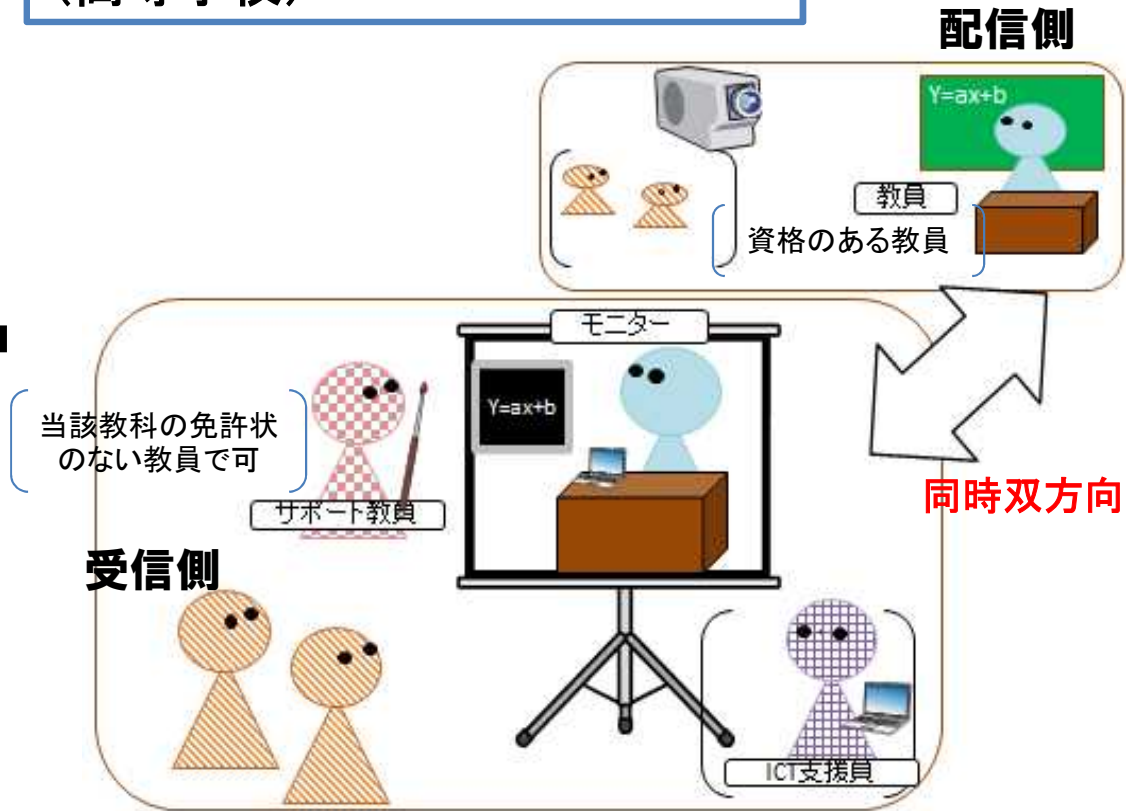
	受験教科に対する他教科(複数教科)免許状保有による加点	
	中学校教諭	高等学校教諭
福島県		受験教科以外に「情報」の免許状も保有
茨城県	複数教科の免許状を保有	受験教科以外に「情報」、「福祉」、「看護」の免許状も保有 地理歴史受験者が「公民」を保有、 公民受験者が「地理歴史」を保有 家庭受験者が「福祉」を保有
栃木県		受験教科以外に「情報」の免許状も保有
群馬県		受験教科以外に「情報」の免許状も保有 地理歴史受験者が「公民」を保有 公民受験者が「地理歴史」を保有 家庭受験者が「福祉」を保有
埼玉県		国語受験者が「中国語」を保有 英語受験者が「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」の免許状も保有
新潟県	「音楽」、「美術」、「技術」、「家庭」受検者で他教科の免許状も保有	受験教科以外に「情報」の免許状も保有 書道受検者が「国語」を保有
山梨県	複数教科の免許状を保有	複数教科の免許状を保有
静岡県	複数教科の免許状を保有	複数教科の免許状を保有
三重県	複数教科の免許状を保有	受験教科以外に「情報」の免許状も保有
奈良県	「音楽」、「美術」、「技術」、「家庭」を含む複数教科を保有	受験教科以外に「情報」の免許状も保有 地理歴史受験者が「公民」の免許状も保有
徳島県	「音楽」、「美術」、「保健体育」、「技術」、「家庭」を 志願する者で、出願教科以外の免許状を保有	受験教科以外に「情報」の免許状も保有 「家庭」受検者が「福祉」の免許状も保有 公民受験者が「地理歴史」を保有 家庭受験者が「福祉」を保有
愛媛県	複数教科の免許状を保有	受験教科以外に「情報」、「福祉」の免許状も保有
高知県	複数教科の免許状を保有	
佐賀県	複数教科の免許状を保有	受験教科以外に「情報」、「福祉」、「看護」の免許状も保有 「地理歴史」受験者が「公民」の免許状も保有
長崎県	複数教科の免許状を保有	受験教科以外に「情報」、「福祉」の免許状も保有
鹿児島県	複数教科の免許状を保有	受験教科以外に「情報」の免許状も保有
新潟市	「音楽」、「技術」又は「家庭」受検者で他教科の免許状も保有	「音楽」、「家庭」受検者で他教科の免許状も保有
浜松市	複数教科の免許状を保有	

高等学校における遠隔教育の導入

従来より可能な遠隔授業
(小学校、中学校、高等学校)



制度導入により可能となった授業
(高等学校)



1. 遠隔教育の導入

平成27年4月より、高等学校の全日制・定時制課程における遠隔教育(※)を正規の授業として制度化
(※) 学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な同時双方向型の授業
平成28年度、24校で実施(単位認定まで至っている)

2. 具体的な要件について

- 配信側の教員は担当教科の免許保持者であり、かつ受信側の高等学校に属する教員であること
- 受信側にも高等学校の教員が立ち会うこと
- 教科書・教材は従来の対面と同じものを使用すること
- 評価については、配信側の教員が実施すること
- 配信側の教室等、受信側の教室等、それぞれの生徒数は40人以下とすること
- 74単位のうち、36単位を上限とすること(科目ごとに、一部、対面による授業を実施(※)すること) 等

(※) 対面による授業の単位時間数は、2単位の科目の場合、70単位時間の授業時数のうち、1単位時間（国語）～10単位時間（体育）の範囲

3. 効果的な遠隔授業を行うための配慮事項(通知にて周知)

- ・授業中、教員と生徒が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
- ・生徒の教員に対する質問の機会を確保すること。
- ・画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ生徒にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。
- ・メディアを利用して行う授業の受信側の教室等に、必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。

遠隔教育の事例（熊本県高森町）

実践例 No.13

学年 中学校 1年生 教科名 美術
単元名 絵文字がしゃべりだす
参加学校 高森町立高森東中学校(3人)・
高森町立高森中学校(24人)

使用ICT機器



高森東中学校1台



グループ1台



高森中学校2台

- ・各生徒は前時まで、漢字の意味を踏まえた絵文字を考え、ワークシートにまとめました。
- ・本時では、情報端末を使って班ごとに相手校とつなぎ、自分が考えた絵文字を班で発表し、それぞれの良い点や気になる点について話し合いました。
- ・班ごとに話し合った内容を基に、班の代表が全体に向けて、どの絵文字が良いか、どこに手を加えると良いかなどを発表しました。最後に教員が、自ら作成した絵文字を提示しながら、ポイントを説明して振り返りを行いました。



▲相手校の生徒と班になって、自分の考えたことを発表し合う



▲班の代表が全体に向けて発表する



▲美術担当の教員が専門的なアドバイスを行う

遠隔合同授業
の評価



- 高森東中学校では、免許外教科担任による指導が行われていましたが、高森中学校と合同で授業を行うことで、美術科教員による専門的な指導を受けられました。
- 他人の絵文字を見たり意見を聞いたりして、自分では考え付かなかったようなアイデアを得ることができました。

(出典) 遠隔学習導入ガイドブック2016 P.20

(人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の維持向上に係る実証事業(学校教育におけるICTを活用した実証事業))